

(仮称)川崎水江地区リサイクル新事業に係る条例方法審査書の公告について(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第15条の規定に基づき条例方法審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

< 廃棄物中間処理施設事業 >

鹿島道路株式会社

代表取締役社長 塚本 壽

< アスファルト合材製造事業 >

日本道路株式会社

代表取締役社長 原 毅

2 指定開発行為の名称及び所在地

(仮称)川崎水江地区リサイクル新事業

川崎市川崎区水江町1丁目1番地

3 条例方法審査書公告年月日

平成16年12月1日(水)

4 問い合わせ先

鹿島道路株式会社 生産技術本部 調査設計課

東京都文京区後楽1丁目7番27号

電話 03-5802-8013

(環境局環境評価室 担当)

電話 200-2156

(仮称)川崎水江地区リサイクル新事業に係る条例方法書審査書
(概要)

平成16年12月

はじめに

(仮称)川崎水江地区リサイクル新事業(以下「指定開発行為」という。)は、鹿島道路株式会社及び日本道路株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区水江町 1-1 の約 3.4ha の区域において、建設系の産業廃棄物をリサイクルするための処理施設(以下「廃棄物中間処理施設」という。)及びアスファルト合材を製造する施設(以下「アスファルト合材製造所」という。)を建設するものである。

廃棄物中間処理施設は、がれき類(アスファルトコンクリート廃材、コンクリート廃材)を破碎、分級し、有価物である再生路盤材、再生骨材及び再生砂に再生するものであり、1時間当たりの処理能力は、アスファルトコンクリート廃材破碎施設が 80 トンで、コンクリート廃材破碎施設が 250 トンである。

アスファルト合材製造所は、アスファルト、骨材及び本事業の廃棄物中間処理施設で再生した再生骨材等により、新規アスファルト合材及びリサイクルアスファルト合材を製造するものであり、1時間当たりの処理能力は、新規アスファルト合材製造施設が 120 トンで、リサイクルアスファルト合材製造施設が 90 トンである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 16 年 7 月 2 日、川崎市長あて本指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。

市は、この提出を受け、条例方法書の公告、縦覧を行ったところ市民等から意見書 1 通の提出があった。

この条例方法書について、平成 16 年 9 月 3 日に川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問したところ、平成 16 年 11 月 5 日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第 14 条に基づき、条例方法書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

ア 廃棄物中間処理施設事業

名 称 鹿島道路株式会社

代表者 代表取締役社長 塚本 壽

住 所 東京都文京区後楽 1 丁目 7 番 27 号

イ アスファルト合材製造事業

名 称 日本道路株式会社

代表者 代表取締役社長 原 毅

住 所 東京都港区新橋 1 丁目 6 番 5 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称)川崎水江地区リサイクル新事業

種類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（第 3 種行為）

工場又は事業所の新設（第 3 種行為）

廃棄物処理施設の新設（第 1 種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の項、5 の項及び 7 の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区水江町 1-1

区域面積：34,335.9 m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

建設系廃棄物であるがれき類を破砕施設により破砕、分級処理し、有価物である再生骨材、再生路盤材、再生砂に再生するとともに、再生骨材等によりアスファルト合材を製造する施設を建設する。

イ 土地利用計画

区分	廃棄物中間処理 施設用地		アスファルト合 材製造所用地		全 体	
	面 積 (㎡)	構成比 (%)	面 積 (㎡)	構成比 (%)	面 積 (㎡)	構成比 (%)
建屋・プラン トヤード	5,397.4	23.7	4,215.2	36.4	9,612.6	27.9
廃材ヤード	5,720.5	25.2	-	-	5,720.5	16.7
通路等	5,844.2	25.7	4,364.7	37.6	10,208.9	29.8
緑化地	5,773.4	25.4	3,020.5	26.0	8,793.9	25.6
合 計	22,735.5	100.0	11,600.4	100.0	34,335.9	100.0

ウ 処理設備計画の概要

(ア) 廃棄物中間処理施設

項 目		計 画 内 容
対象廃棄物		がれき類 (アスファルトコンクリート廃材、コンクリート廃材)
対象地域		川崎市内全域、その他周辺地域
施設の生産能力		アスファルトコンクリート廃材破砕施設 ：640トン/日(80トン/時×8時間) コンクリート廃材破砕施設 ：2,000トン/日(250トン/時×8時間)
設 備 ・ 工 程	原料供給、選別	原料ホッパーに受け入れ、振動グリズリフィーダにて原料と再生路盤材を選別する。
	一次破砕	ロールクラッシャにて原料を破砕する。
	二次破砕	インパクトクラッシャにて原料を再破砕する。
	鉄筋、木くず、異物抜き	磁選機等にて異物を分離排出する。
	ふるい分け	スクリーン(振動ふるい)で選別し、使用目的に合った粒径に分級する。
	積込・運搬	ホイールローダーにより原料を投入し、バックハウにより再生材料の小割等を行う。
運 転 計 画		24時間受入可能。破砕作業8時間/日(8時～17時)
従業員数		13人

(イ) アスファルト合材製造所

項目		計画内容
原料受け入れ		アスファルト：川崎及び周辺地域 骨材・砂：北九州（骨材）、木更津（砂） 再生骨材（有価物）：本事業の廃棄物中間処理施設
搬出対象物		アスファルト合材
搬出対象地域		川崎市内全域、その他周辺地域
施設の生産能力		新規アスファルト合材製造施設：120トン/時
		リサイクルアスファルト合材製造施設：90トン/時
設備・工程	材料供給	サイロ、ホッパーに骨材を、タンクにアスファルトを受け入れる。
	集じん	バグフィルタにより骨材乾燥炉で発生したばいじんを処理する。
	脱臭	排ガス燃焼タイプの脱臭装置により、リサイクルアスファルト合材製造時に発生する悪臭を脱臭する。
	骨材乾燥、リサイクル材加熱	アスファルトプラントドライヤにより新規アスファルト合材の骨材を乾燥し、リサイクルドライヤによりリサイクル材を加熱する。
	混合	ミキサで材料を混合する。
	貯留	合材サイロに新規アスファルト合材をストックする。
運転計画		アスファルト合材製造は原則8時間稼働 ただし、夜間工事対応の可能な24時間体制
従業員数		11人

注：都市ガスの使用量は、重油換算で2,560.8L/時である。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為者は、本事業に係る環境影響評価項目として、大気質、悪臭、緑、騒音、振動、廃棄物、地域交通及び安全について予測、評価を行うとしており、その選定は概ね妥当である。

条例準備書の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査意見の内容を踏まえ、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 大気質

本計画は、供用時における施設の稼働及び廃棄物等の貯留に伴う粉じんの大気への影響並びに排出ガスの排出、搬入搬出車両の走行及び船舶の航行に伴う大気への影響について予測、評価を行うとしているが、リサイクルアスファルト合材製造施設からは、硫黄化合物の排出が予想され、脱臭装置で燃焼されることから、排出ガスの排出による影響についての予測評価に当たっては、硫酸化合物についても考慮すること。

イ 悪臭

本計画は、供用時においてアスファルト合材製造工程から発生する臭気の影響について、予測、評価を行うとしているが、リサイクルアスファルト合材製造施設については、臭気指数（臭気濃度）に加え、排出ガス中の個別物質の排出諸元を明らかにし、適切な予測、評価を行うとともに、脱臭装置の処理効果について、条例準備書で具体的に説明すること。

ウ 緑（緑の質、緑の量、植栽土壌）

本計画は、環境保全目標として、緑の質について「緑の適切な保全回復を図ること」、また、植栽土壌について「緑の保全回復に係る適正な土壌の保全を図ること」としているが、計画地の緑の現状は良好な生育状況と見受けられないことから、条例準備書の段階で立地特性を考慮した環境保全目標を設定した上で、樹種及び配置について明らかにすること。

エ 騒音及び振動

本計画は、建設時における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時の施設の稼働及び搬入搬出車両の走行に伴う騒音及び振動の影響について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

オ 廃棄物（産業廃棄物）

本計画は、建設時及び供用時に発生する産業廃棄物の影響について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当と考えるが、事業特性からそれらの処理、処分方法及び低減策について、条例準備書で具体的な内容を明らかにすること。

カ 地域交通（交通混雑、交通安全）

本計画は、建設時における工事用車両の走行及び供用時の搬入搬出車両の走行に伴う影響について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

キ 安全（火災爆発等）

本計画では、指定可燃物であるアスファルト等を取り扱うことから、施設の稼働による影響について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

（３）環境配慮項目に関する事項

方法書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮方針については、その積極的な取り組みが望まれることから、環境配慮の具体的な実施の内容について、条例準備書で明らかにすること。

なお、本計画は、廃材ヤード等の散水に、雨水を有効利用することから、準備書の段階で、具体的な雨水の利用方法を明らかにすることが望まれる。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成16年7月	2日	指定開発行為実施届及び条例方法書の受理
8月	4日	条例環境影響評価方法書縦覧公告
8月	4日	条例環境影響評価方法書縦覧開始
9月	3日	市長から審議会に条例方法書について諮問
9月	9日	審議会（現地視察）
9月17日		条例方法書縦覧終了 縦覧者 12名
9月17日		意見書の提出締切り 意見書提出 1通
11月	5日	審議会から市長に条例方法書について答申

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成16年9月	3日	市長から（仮称）川崎水江地区リサイクル新事業に係る条例方法書について、審議会あて諮問
9月	9日	審議会（現地視察）
9月29日		審議会（事業者説明及び審議）
10月28日		審議会（答申案審議）